

貸金返還請求事件について

事案の概要

亡Aは、被上告人に対し、平成16年に253万円余を、平成17年に400万円を、平成18年に300万円を貸し付けた。被上告人は、亡Aに対し、平成20年に、弁済を充当すべき債務を指定することなく、78万円余の一部弁済をした。亡Aは、平成25年に死亡し、上記の各貸付けに係る各債権を上告人が相続した。

本件は、上告人が、被上告人に対し、上記の各貸付けに係る各貸金の返還を求める事案である。

原判決及び争点

◇ 原判決は、平成20年の一部弁済は、法定充当（債務者が同一の債権者に対して複数の債務を負担する場合に、弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも弁済の充当の指定をしないときに、法律の定める順序に従ってされる弁済の充当）により、平成16年の貸付けに充当されたので、平成16年の貸付けについては債務の承認により消滅時効が中断するが、平成17年及び平成18年の各貸付けについては、消滅時効は中断せず、平成17年及び平成18年の各貸付けに係る債権は時効により消滅したと判断して、平成17年及び平成18年の各貸付けに係る貸金返還請求を棄却すべきものとした。

◇ 最高裁における争点は、平成20年の一部弁済により、平成17年及び平成18年の各貸付けについて、消滅時効が中断するか否かである。